

障害者雇用担当者のための 年間カレンダー

企業における「障害者雇用」を担当される方を対象に、各種制度ごとに年間で発生するイベントを年度始めから解説いたします。障害者雇用の基本情報ともいえますので、新たに担当者となった方におすすめです。



<留意事項>

- ・本ファイルに記載された内容を目的以外の理由で使用することを禁じます。
- ・本ファイルに記載された内容の無断転載・転用を禁じます。

1	企業に大きく関わる「障害者雇用促進法」について	2
2	年間カレンダー	3
3	4月～5月半ば (障害者雇用納付金制度に基づく申告)	4
4	6月1日～7月15日 (障害者雇用状況報告)	8
5	9月～10月 (障害者雇用状況報告に基づく行政指導)	12
6	12月～1月 (障害者の雇入れ計画作成命令とその実施)	13
7	用語集	14
8	株式会社D&I(ディーアンドアイ)について	15

企業に大きく関わる「障害者雇用促進法」について

企業が障害者雇用に取り組むために定められた法律が「障害者雇用促進法」です。

※正式名称「障害者の雇用の促進等に関する法律」

この法律に基づき、報告や雇用数の不足が発生した場合の納付金を納めることなどの対応が毎年サイクルとして繰り返されます。

障害者雇用促進法の目的

“ 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、
職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること ”

[障害者の雇用の促進等に関する法律\(e-Gov法令検索\)](#)

障害者雇用促進法と企業の関係

- 法定雇用率に相当する人数の **障害者を雇用することの義務化**
- 雇用率を達成できていない企業からは **納付金を徴収**
- 雇用率を超過達成した企業には **調整金を支給**
- 雇用促進のため支給条件を満たした企業には **助成金を支給**

【対象】

4月

5月

障害者雇用納付金等の
申告申請期間

常用労働者数が100.5名以上の事業者



p.4

以降は本編資料にて
ご確認ください
(資料一覧に戻る)

p.8

p.12

p.13

p.13

↑ 年初め

2月

3月

障害者雇用支援期間



p.11